

議第13号

平成20年度京都市土地区画整理事業特別会計予算

平成20年度京都市土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ235,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

平成20年2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

2 土地区画

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|---------|---------------|
| 1 区画整理事業収入 | | 千円 234,900 |
| | 1 保留地収入 | 234,900 |
| 2 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 3 諸収入 | | 99 |
| | 1 雑収入 | 99 |
| 歳 入 合 計 | | 235,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|-----------|---------------|
| 1 区画整理事業費 | | 千円 235,000 |
| | 1 事務費 | 30,000 |
| | 2 区画整理事業費 | 205,000 |
| 歳 出 合 計 | | 235,000 |

第2表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----------|-----------|----------------|--------|
| 1 区画整理事業費 | 2 区画整理事業費 | 伏見西部第三地区区画整理事業 | 19,000 |
| | | 伏見西部第四地区区画整理事業 | 19,000 |

第3表 債務負担行為

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|-------------|--------|--------|
| 竹田地区区画整理事業費 | 平成21年度 | 36,500 |